

## 室津浄化センターアスベスト含有分析調査業務委託仕様書

### 1 業務概要

調査対象施設の解体に伴い、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下、「同規則」という。）に基づき、以下の調査を行うこととする。

- (1) 調査対象施設の吹付アスベスト及び建築用仕上塗材アスベスト含有建材を特定する。
- (2) 特定したアスベスト含有材の種類、箇所、数量を取りまとめ、除去工事費用の概算見積を行う。

### 2 資格要件

受託者は、分析業務において、社団法人日本作業環境測定協会による石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）においてAランクを取得していること。

採取業務において、「アスベスト診断士」、「石綿作業主任者」または「建築物石綿含有建材調査者」のいずれかを取得した作業者が実施すること。

なお、委託契約等により外部企業に依頼することも可能とする。

### 3 調査対象施設（別紙図面参照）

（予定検体数  $15 \times 3 = 45$  検体）※検体数は調査内容により増減があるものとする。

別紙仕上表を参考のこと

室津浄化センター 鉄筋コンクリート造

### 4 業務内容

調査対象施設に使用されている建材等について、下記の業務を実施し、調査報告書の作成を行う。なお、対象アスベストは「アモサイト」、「クリソタイル」、「クロシドライト」、「アクチノライト」、「アンソフィライト」、「トレモライト」の6種類とする。調査及び報告については、同規則に基づき、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」（令和3年3月）付録Iの方法に準じて行う。

#### (1) 図面調査及び目視調査

ア 図面調査：設計図面等の書面でアスベストの使用の有無を調査する。

イ 目視調査：現地において、目視等により、アスベストの使用の有無を調査する。

#### (2) 試料採取及び定性分析調査

図面調査及び目視調査の結果、分析対象となる建材等があった場合には、次のとおり採取・調査を行うこと。

##### ア 試料採取

- ・日程調整の上、調査対象施設において、発注者の指示する箇所からアスベスト含有の可能性のある建材等の試料を採取する。
- ・試料採取にあたっては、試料の採取箇所ごとに写真で記録し、報告書に添付する。

- ・試料採取箇所には、アスベストの粉じん等が飛散しないように、粉じん飛散防止剤を散布する。

- ・同一仕様の建物における試料採取は、複数採取する必要性がないことから発注者の指示により1検体を採取する。

#### イ 定性分析調査

- ・採取試料を定性分析し、アスベスト含有の有無及びその種類を特定する。
- ・調査・分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」(平成26年3月28日付け基安化発第0331第3号)の改正JIS(JIS1481)によるものとする。

### 5 結果の報告

#### (1) 結果の報告

図面調査、目視調査及びアスベスト定性分析調査終了後速やかに結果を発注者へ伝えること。また、試料採取箇所が確定後速やかに採取箇所、部位、種類、形態等を発注者へ文書で伝えること。

#### (2) 報告書への記載

報告書記載内容は次のとおりとする。

##### ア 5(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がない場合

- ・事業名
- ・目的
- ・施設名
- ・図面調査及び目視調査日、調査内容及び調査結果(一覧及び図面)
- ・各種調査者(会社名、担当者名)

##### イ 5(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がある場合で5(2)の結果アスベスト含有建材が認められない場合

- ・事業名
- ・目的
- ・施設名
- ・図面調査及び目視調査日、調査内容及び調査結果(一覧及び図面)
- ・検体採取箇所、数量、検体採取日及び検体採取箇所図面
- ・分析日、定性分析調査結果及び調査方法
- ・各種調査者(会社名、担当者名)
- ・検体採取写真

##### ウ 5(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がある場合で5(2)の結果アスベスト含有建材が認められる場合

- ・事業名
- ・目的
- ・施設名

- ・ 図面調査及び目視調査日、調査内容及び調査結果（一覧及び図面）
- ・ 検体採取箇所、数量、検体採取日及び検体採取箇所図面
- ・ 分析日、定性分析調査結果及び調査方法
- ・ 各種調査者（会社名、担当者名）
- ・ 検体採取写真
- ・ アスベスト含有箇所一覧及び図面
- ・ アスベスト除去工事費用の概算見積

## 6 その他

- (1) 全ての報告書の提出は、工期最終日までとする。
- (2) 調査対象施設の設計図面等については契約締結後、発注者から受注者に交付し、業務終了後速やかに発注者へ返還するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。なお、災害及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を監督職員に報告し、指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と受注者で協議の上決定する。